

○広報こまえ広告掲載に関する取扱基準

平成18年4月27日市長決裁

改正

平成20年3月28日市長決裁

平成20年4月21日市長決裁

平成23年1月27日市長決裁

広報こまえ広告掲載に関する取扱基準

(目的)

第1条 この基準は、狛江市公共物等有料広告掲載取扱要綱（平成17年要綱第84号。以下「要綱」という。）の規定に基づき、広報こまえ（以下「広報」という。）に掲載する有料広告の取扱いについて、必要な事項を定めることを目的とする。

(広告の規格等)

第2条 要綱第5条に規定する広告の規格等は、次のとおりとする。

(1) 規格

広告の種類	大きさ		
1号広告	縦4.5cm	横7.9cm	1段の3分の1
2号広告	縦4.5cm	横16.2cm	1段の3分の2
3号広告	縦4.5cm	横24.3cm	1段
4号広告	縦36.6cm	横24.3cm	1ページ

備考

4号広告は、国又は他の地方公共団体の行政機関若しくはこれに準ずる機関からの広告に限るものとする。

(2) 掲載位置 毎月1日と15日に発行する広報の1ページ及び最終ページを除く2ページ分の下1段とする。ただし、4号広告は、原則として最終ページに掲載するものとする。

(業務の委託)

第3条 市は、広報への広告掲載の申込み受付、広告版下原稿の提出等広告掲載に関する業務等を、市が指定する広告代理業を営む者（以下「広告代理店」という。）等に委託することができる。

(広告掲載料等)

第4条 広告代理店が広告主へ販売する広告の価格（広告掲載料）は、次のとおりとする。

(1) 1号広告 25,000円

(2) 2号広告 50,000円

(3) 3号広告 75,000円

(4) 4号広告 500,000円

2 広告代理店は、市と広告代理店とで別に定める広告業務等委託料を差し引いた金額を、市の指定する期日までに一括納付するものとする。

(広告掲載希望者の募集方法等)

第5条 要綱第7条に規定する募集は、原則として広報及びホームページに掲載する方法により行う。

(広告掲載の申込み)

第6条 要綱第8条の規定に基づく申込みは、広報こまえ広告掲載申込書（様式第1号。以下「申込書」という。）により、市長に対し行うものとする。

2 広告代理店は、広告掲載希望者からの申込書を受け取った場合には、すみやかに市に提出するものとする。

(審査依頼)

第7条 政策室長は、前条の申込みが要綱第9条第1項ただし書に該当する場合は、意見を添えて広告掲載審査依頼書（様式第2号）を狛江市行財政改革推進委員会に提出し、その審査に諮るものとする。

(審査完了の通知)

第8条 狛江市行財政改革推進委員会は、前条の依頼に基づく広告掲載の審査を終えたときは、主管

課長へ広告掲載審査完了通知書（様式第3号）により，通知するものとする。

（広告掲載の決定通知）

第9条 要綱第9条第2項の規定に基づく決定の通知は，広告掲載決定通知書（様式第4号）又は広告非掲載決定通知書（様式第5号）により行うものとする。

（広告掲載料の納付）

第10条 広告掲載決定者は，広告代理店に対し，広告掲載料を指定する期日までに納付しなければならない。

（広告掲載の取消し）

第11条 要綱第12条の規定に基づく取消しをしたときは，広告掲載取消通知書（様式第6号）により通知するものとする。

（広告の掲載に伴う責任等）

第12条 広報に掲載した広告に関する一切の責任は，広告代理店が負うものとする。

2 広告代理店の責に帰す理由により，市に損害が発生した場合には，広告代理店がその損害賠償の責を負うものとする。

（庶務）

第13条 広報の広告掲載に関する事務は，政策室が担当する。

（委任）

第14条 この基準に定めるもののほか，必要な事項は市長が別に定める。

付 則

この基準は，市長決裁の日から施行する。

付 則（平成20年3月28日市長決裁）

この基準は，平成20年4月1日から施行する。

付 則（平成20年4月21日市長決裁）

この基準は，市長決裁の日から施行する。

付 則（平成23年1月27日市長決裁）

この基準は，市長決裁の日から施行する。